

兵庫県公報

令和6年9月17日 火曜日 第550号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度第3回及び第4回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路保全課）	3
○ 道路の占用を制限する区域の指定の解除（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 入札公告（県立障害者高等技術専門学院）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 落札者等の公示（物品管理課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	9

告 示

兵庫県告示第878号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和6年11月24日（日） 神戸市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和6年11月30日（土） 姫路市

令和7年3月2日（日） 神戸市、姫路市及び西宮市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	（11月24日） 県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63
	（3月2日） 県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63
姫路	（11月30日） 姫路獨協大学	姫路市上大野7-2-1
	（3月2日） 姫路獨協大学	姫路市上大野7-2-1
西宮	（11月24日） 大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
	（3月2日） 大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
豊岡	（11月24日） 県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	（11月24日） 県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	（11月24日） 県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2-8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 11月24日及び同月30日の試験

令和6年10月4日（金）から同月11日（金）まで

(4) 3月2日の試験

令和7年1月10日（金）から同月17日（金）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

(7) 11月24日及び同月30日の試験

令和6年10月4日（金）午前9時から同月11日（金）午後11時59分まで（24時間対応）

(4) 3月2日の試験

令和7年1月10日（金）午前9時から同月17日（金）午後11時59分まで（24時間対応）

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570) 07-1000

兵庫県告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和6年8月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)	対田地区	令和6年9月17日から 同年10月7日まで	新温泉町役場



兵庫県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年9月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域
別表1に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の日
令和6年9月30日
- 5 図面縦覧場所
別表2のとおり

別表1

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
県道 加古川小野線	加古川市八幡町上西条から同市八幡町宗佐まで	
県道 姫路環状線	姫路市宮西町4丁目から同市市ノ郷921-4まで	

別表2

道路の区域が存する市町	図面縦覧場所
加古川市	東播磨県民局加古川土木事務所
姫路市	中播磨県民センター姫路土木事務所



兵庫県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年9月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用の制限を解除する区域
別表1に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限を解除する占用物件
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由
緊急輸送道路の指定が解除されたため。
- 4 占用の制限の解除の期日
令和6年9月30日
- 5 図面縦覧場所
別表2のとおり

別表1

道路の種類 路線名	占用の制限を解除する区域	備考
県道 本郷東浜谷線	丹波篠山市黒岡683から同市郡家熊谷まで	
県道 丸山南新町線	丹波篠山市黒岡683から同市南新町まで	

別表2

道路の区域が存する市町	図面縦覧場所
丹波篠山市	丹波県民局丹波土木事務所



兵庫県告示第882号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。
令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 尼崎市役所出張所 同 六甲アイランド支店	尼崎市東七松町 神戸市東灘区向洋町中
--	---------------------------	-----------------------

」

を

「

	同 尼崎市役所出張所	尼崎市東七松町
--	------------	---------

」

に改める。

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。
令和6年9月17日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 木下隆之

- 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
総合実務科訓練用パーソナルコンピューターシステム一式
 - (2) 調達物品の特質等
購入物品の性能等に関しては、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
令和7年3月27日（木）
 - (4) 納入場所
兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札資格確認申請書（以下「申込書」という。）の参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2134 神戸市西区曙町1070
兵庫県立障害者高等技術専門学院総務課 担当 富田
電話 (078) 927-3230 F A X (078) 928-5512
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間
令和6年9月17日（火）から同年10月1日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
令和6年10月10日（木）午前11時 兵庫県立障害者高等技術専門学院 会議室
 - (5) 入札書の提出期限
ア 上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
イ 郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年10月9日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
ウ 開札に際して立会いできない入札者で予め入札書を持参する場合についても、上記イと同様の取扱いとする。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者のうち、仕様書の例示機種以外の機種による入札を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について次により必ず確認を受けること。
ア 受付期間
令和6年9月17日（火）から同年10月1日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時ま

で（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年10月4日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年10月8日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号の規定に該当する場合（過去の契約実績の届出による。）は、入札保証金を免除する場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

なお、財務規則第100条第1項第3号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

なお、この契約締結予定日に関し、財務規則第98条第1項柱書の規定により上記3(4)の日（令和6年10月10日（木））の開札を通じて契約の相手方を決定した後7日以内に契約書作成を通じて（以下(6)参照）契約を締結することとされていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン淡路店
 所在地 淡路市志筑新島10番地3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ショッピングデパート津名
 - イ 変更後
イオン淡路店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
有限会社大正あん	淡路市志筑新島10番地の3	梅原永治
中市繁明	淡路市生穂1571番地の5	
株式会社竹虎堂	淡路市志筑3289番地	松村由展
外12者		
 - イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
有限会社大正あん	淡路市生穂1526番地2	梅原永治
中市繁明	淡路市生穂1795番地2	
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪市中央区千日前一丁目4-8	原本一正
外3者	千日前M'sビル5階	
- 4 変更年月日
令和6年3月1日ほか
- 5 届出年月日
令和6年8月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年9月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年1月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年9月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

令和6年度(下半期)用品単価契約【PPC用紙(B4、A3、A4)】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年8月22日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価(税抜)

B4 2,475円

A3 2,016円

A4 1,700円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年7月12日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国岡三丁目5番1、5番26

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区久太郎町1丁目7番11-709号

サンライズカンパニー株式会社 代表取締役 大西 壮 司

3 許可年月日及び許可番号

令和6年1月31日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-38号(5稲美)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する

個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月17日

兵庫県選挙管理委員会〇〇〇
委員長〇永田秀一

表南あわじ市の項中

「

南あわじ市	南あわじ市丸山漁業活性化センター	南あわじ市阿那賀1447
	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—1

」

を

「

南あわじ市	南あわじ市西淡社会教育センター	南あわじ市松帆古津路970—1
-------	-----------------	-----------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年9月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,166

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 663,533



兵庫県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和6年9月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

（選挙区名）

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	57,310
神戸市灘区	36,050
神戸市中央区	37,192
神戸市兵庫区	30,245
神戸市北区	58,888
神戸市長田区	25,662
神戸市須磨区	43,655
神戸市垂水区	58,815
神戸市西区	65,233
姫路市	138,780
尼崎市	128,027
明石市	84,147
西宮市	133,006
洲本市	11,856
芦屋市	26,448
伊丹市	55,182
相生市	7,683
豊岡市及び美方郡	29,616
加古川市	72,263
たつの市及び揖保郡	29,625
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	21,105
西脇市及び多可郡	16,108
宝塚市	63,719
三木市	20,630
高砂市	24,295
川西市及び川辺郡	51,516
小野市	12,857
三田市	29,893
加西市	11,674
丹波篠山市	11,015
養父市及び朝来市	14,018
丹波市	16,921
南あわじ市	12,495
淡路市	11,841
宍粟市	9,796
加東市	10,617
加古郡	17,933
神崎郡	11,202